

# 9月のごみ収集日について（お知らせ）

9月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

## ◆ 9月のごみ収集日予定表（日付は9月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	5日(火)	4日(月)	1日(金)	7日(木)	1日(金)	4日(月)	6日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	12日(火)	11日(月)	8日(金) 29日(金)	14日(木)	8日(金) 29日(金)	11日(月)	13日(水)
缶 (第3・第5曜日)	19日(火)	19日(火) に変更です	15日(金) 29日(金)	21日(木)	15日(金) 29日(金)	19日(火) に変更です	20日(水)
プラスチック (第3曜日)	19日(火)	19日(火) に変更です	15日(金)	21日(木)	15日(金)	19日(火) に変更です	20日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	26日(火)	25日(月)	22日(金)	28日(木)	22日(金)	25日(月)	27日(水)
紙 類	火 5・12・ 19・26	月 4・11・25	金 1・8・15・ 22・29	木 7・14・ 21・28	金 1・8・15・ 22・29	月 4・11・25	水 6・13・ 20・27
もやせるごみ	火・金 1・5・8・ 12・15・19・ 22・26・29	月・木 4・7・11・14・21・25・28	月・水・木 4・6・7・11・13・ 14・20・21・25・27・ 28	火・水・金 1・5・6・8・ 12・13・15・ 19・20・22・ 26・27・29			

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により**3種類**（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。
- スプレー缶や使い捨てガスのライターのごみの出し方について**  
次のことをきちんと守ってごみ出しをしてください。  
★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること（風通しの良い所で）。  
★ガスのライターは、ガスを使い切ること。
- 祝日に伴う収集日の変更について**  
大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区の資源ごみ（缶・プラスチック類）は19日(火)に収集日に変更になります。お間違えのないようお願いいたします。

### ●「資源物の持ち去り厳禁！」にご協力ください

市の条例により、ごみ集積所からの資源物（ペットボトル・びん・缶・紙類）の持ち去り行為が禁止されました。そこで、次のことをお願いします。

1. 集積所の資源物は市の所有物です。無断持ち去りは絶対にやめてください。
  2. 持ち去る人を発見したら車のナンバーを控えて、市に通報してください。
  3. 持ち去り者が判明した場合、警察と協同で対処します。
- なお、不法なごみが投棄されないよう、地域の集積所は地域の皆さんで管理願います。

### ●9月は廃棄物不法投棄防止強化月間です！

私たちの日常生活や事業活動からは、毎日大量の廃棄物が出されています。それらの一部が、心ない人たちによって、人目につきにくい山間や河川に安易に捨てられるといったケースが後を絶ちません。また、道路や空き地などにも、空き缶や空きびんなどのポイ捨てが目につきます。このようなルールを守らない行為は、私たちの郷土の自然や快適な生活環境を損なうことになります。市では、不法投棄禁止の看板を設置し、未然に防止するための呼び掛けを行っています。この美しいふるさと白石を次の世代に残すため、一人ひとりがごみを減らすことに努めるとともに、自らのごみについて責任を持って、決められたルールに従って処理するようご掛け、不法投棄をなくしましょう。

### ☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

●日時 9月14日(木)、28日(木) 11:00～11:30（時間厳守）

●場所 健康センター前

（注意事項）犬を登録している方は、鑑札（小判形）を持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。猫の場合は、必ず麻袋（土のう袋は不可）など丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

☎生活環境課 ☎22-1314

### 人権擁護相談を「利用ください」

人権擁護委員は、皆さんの人権が侵されたり、侵されようとしているときに、その救済を図ることを使命としており、6名の委員が交代で相談をお受けしています。

毎月月中旬ごろに定例相談（27ページ）の「お知らせ特急便」に実施日を掲載）を行っているほか、いつでも相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。

### 高齢者・障害児（者）のための「電話一斉相談」を実施します

宮城県社会福祉協議会では、次の日程で各専門家や当センター相談員による「電話一斉相談」を開催します。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。安心してご相談ください。

- 日程 9月12日(火)～14日(木)
- 時間 10時～15時
- ※12時から13時を除きます。
- 相談専用電話番号（代表）☎022-2224-7830
- 相談種別（6種別） 法律、税金、介護、金銭管理、社会福祉施設経営、その他全般
- 宮城県社会福祉協議会総合相談課 宮城県高齢者総合相談センター ☎022-223-1165

### 乳幼児・心身障害者医療費助成制度の各種手続きはお済みですか？

乳幼児または心身障害者の方で、次の条件に該当すると医療費の助成が受けられますので、該当する方は登録申請を行ってください。

#### ■乳幼児医療費助成

外来の場合は0歳から3歳（4歳になった月）まで助成されるほか、入院の場合は0歳から小学校就学前まで助成されます。

また、平成17年10月1日現在で既に4歳に到達していた方については、「受給資格登録申請」により「受給者証」を交付しています。登録手続きがお済みでない方は、お早めに手続きください。

#### ■心身障害者医療費助成

身体障害者手帳「1級」「2級」および「内部障害3級」をお持ちの方 ●療育手帳「A」をお持ちの方 ※職親制度を利用している方については、療育手帳「B」をお持ちの方も該当します。

#### ●特別児童扶養手当の障害程度が「1級」に該当する方

助成を受けるには 乳幼児医療費助成、心身障害者医療費助成とも、登録申請を行い受給者証の交付を受けていることが前提となります。受給者証の交付前に受診した医療費については、助成できない場合がありますのでご注意ください。

また、両助成とも所得制限がありますので、所得の状況によっては該当しない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

#### ■更新手続きについて

平成18年1月1日現在の住所が市外にあった方や、所得状況の確認が取れなかった場合は、両助成とも更新手続きが必要となります。対象者の方には、文書で通知しますので、手続きください。なお、更新手続きは、文書で通知しますので、9月下旬ごろに新しい受給者証が郵送されます。

#### ■登録内容変更の届け出について

次の事項に異動または変更があったときは、届け出が必要となりますので、お早めに手続きください。①保護者 ②健康保険 ③住所（市内での住所変更など） ④振込口座 ⑤受給資格の喪失（市外への転出、障害の程度が変更になった場合など）

※登録申請や届け出などの諸手続きは、健康センター1階の健康推進窓口で実施しています。☎健康推進課 ☎22-1362

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して——

## 公立刈田総合病院紹介

### マタニティーホーム（院内助産院）をご存知ですか？

当院では昨年の10月に東北で初めてマタニティーホーム（院内助産院）を開設し、これまでに8人の元気な赤ちゃんが生まれました。

マタニティーホームのモットーは『自分らしいお産したい人を応援します』です。専任の助産師が時間をかけて妊婦さんのお話をお聞きし、一緒にパースプランを立てて自分らしいお産について考えます。出産までの妊婦健診や、出産時の分娩助産も専任の助産師が行います。また、お産は畳の上で行い、生むときのスタイルはフリーです。生んだ後はすぐに赤ちゃんを抱っこできます。

お産の後は母児同床で、お母さんと赤ちゃんは一緒に布団で休んでいただきます。もちろん赤ちゃんのお風呂もお部屋で行います。出産時には産科の医師がバック

アップしますので安心です（対象となる方は妊娠20週の段階で医師に自然分娩が可能と診断された方です）。出産後は専任助産師がご家庭を訪問しお母さんと赤ちゃんを応援していきます。「マタニティーホーム」での出産について詳しくお聞きになりたい方は、医療相談室（内線2601）へお電話ください。



▲家庭訪問の様子